

労働安全衛生法の免許様式が変わります

旧姓等の併記が可能になり、性別欄は削除されます

- 令和3年4月1日に「労働安全衛生規則」が改正されます。
- これにより、労働安全衛生法の免許様式が変更されます。

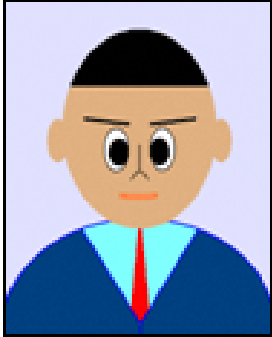
①氏名欄に**旧姓を使用した氏名又は通称を併記**できるようになります。

旧姓：住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「住基法施行令」という。）第30条の13に規定する旧氏を指し、戸籍謄本のほか、住民票の写し等公的機関の証明書により確認できる場合に併記できます。

通称：住基法施行令第30条の16第1項に規定する通称を指し、住民票の写し等公的機関の証明書により確認できる場合に併記できます。

②性別欄は削除されます。

労働安全衛生法による免許証



免許証番号 第 12345678901 号

氏名 エイセイ ケンジ ①

氏名 衛生 健二 (安全 健二)

②年月日 平成 2年12月12日

交付年月日 令和 3年12月12日

交付局 東京 労働局長 印

有	9	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
業	ク	移	テ	機	一	特	一	特	ボ	ボ	ボ	ガ	林	第	電	一	衛	衛	高	警	ガ
種	レ	入	リ	関	玉	ボ	ボ	ボ	イ	イ	イ	ス	業	一	気	衛	生	生	圧	ン	ン
別	・	レ	シ	機	掛	イ	イ	イ	ラ	ラ	ラ	ン	機	作	機	管	管	学	内	水	ン
類																					

(表面)

(裏面)

備

考

床上運転式限定 ①

氏名欄の括弧書きは旧姓を使用した氏名又は通称

このリーフレットの内容について、詳細やご不明な点等は、
最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。

 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(2021.3)

※旧姓を使用した氏名：戸籍謄本、住民票の写し（市区町村が発行した原本でマイナンバーの記載のないもの（以下同じ））等公的機関の証明書で、旧姓が確認できるもの
通称：住民票の写し等公的機関の証明書で、通称が確認できるもの

性別欄が削除されます。

- 免許証から性別欄が削除されます。
- 免許申請書からも、性別欄が削除されます。

免許申請書の改正部分（性別欄の削除関係）

■ 様式第12号（第66条の3、第67条関係）（表面）
（免許・免許証再交付）申請書
（免許証書替・免許更新）

帳票種別
840001

①申請の区分
1.新規交付 2.再交付
3.書替 4.更新

②新規に申請する免許の種類
・新規に免許を申請する者のみ記入すること。
裏面備考 8を参照。

写真欄（24mm×30mm）
写真は、申請前6月以内に撮影した上三分身、正面、脱帽のものとし、写真の裏面に氏名を記入し、写真欄のシールを取り、はり付けること。

フリガナ (姓) (名) 性別
申請者氏名 男・女

生年月日 明・大・昭・平・令 年 月 日生

フリガナ

住所 〒 () 電話 ()

勤務先等連絡先 勤務先等所在地 〒 () 電話 ()

③氏名（姓をカタカナで記入すること。） ④氏名（名をカタカナで記入すること。）

⑤郵便番号 ⑥生年月日 ⑦性別
1.男 3.女
数字 ↑

⑧住所地 ⑨送付先希望

新しい様式では性別欄が削除されます（2か所）

※ 改正前の様式の免許申請書（性別欄がある申請書）も、引き続き使用できます。 その場合は、性別の記入は不要です。

記入の有無によらず性別の読み取りは行いませんので、空欄のままご提出ください。

既に労働安全衛生法の免許証の発行を受けている方も、申請により、旧姓を用いた氏名等を併記し、又は、性別の表記を削除することができます。（1,500円分の収入印紙等が必要です）

詳しくは厚生労働省ホームページ（右のQRコード）又は「免許試験合格者等のための免許申請書等手続きの手引き」を御覧下さい。



業務に必要な免許を取得しましょう

労働安全衛生法では、危険・有害な業務などについては、免許や技能講習など必要な資格を有する者でなければ、その業務に就くことが禁止されています（労働安全衛生法第61条（就業制限）など）。

つり上げ荷重5トン以上のクレーンの運転などは免許が必要です。これらの業務に従事する際には、必要な免許を取得してください。

クレーン・デリック運転士

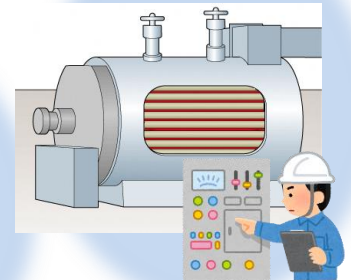
潜水土



発破技士



ボイラー技士



労働安全衛生法の免許

クレーン・デリック運転士免許
移動式クレーン運転士免許
揚貨装置運転士免許
高圧室内作業主任者免許
発破技士免許
ガス溶接作業主任者免許
ボイラー整備士免許
衛生工学衛生管理者免許
第一種衛生管理者免許
第二種衛生管理者免許

林業架線作業主任者免許
エックス線作業主任者免許
ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許
潜水土免許
特定第一種圧力容器取扱作業主任者免許
特級ボイラー技士免許
一級ボイラー技士免許
二級ボイラー技士免許
特別ボイラー溶接士免許
普通ボイラー溶接士免許

免許試験の受験申込は (公財) 安全衛生技術試験協会 各安全衛生技術センターへ

(公財) 安全衛生技術試験協会は、労働安全衛生法に基づく免許試験を国に代わって行っている試験機関です。

受験に関するお問い合わせ、お申し込みは協会本部又は各安全衛生技術センターまで。



▲(公財)安全衛生技術試験協会のホームページ